

# 令和7年度 介護老人保健施設なぎさ園 機械設備更新工事 その2 仕様書

## 1 工事内容

### (1) 工事概要

本仕様書は、一部事務組合下田メディカルセンターが発注する令和7年度介護老人保健施設なぎさ園 機械設備更新工事 その2 に適用する。

厨房棟

給水管・給湯管・ガス管等設備配管交換 一式

ガス給湯器(50号)交換 2基

### (2) 施工場所

賀茂郡南伊豆町湊674番地 介護老人保健施設なぎさ園

### (3) 工事期間

契約日から令和8年2月27日までとする。

### (4) 設置及び検査

- ・ 配管場所・配管等の状態等事前に確認が必要な場合は、質問受付期間内に現場確認及び建物図面等資料の閲覧を行えるものとする。
- ・ 機器の据付、配管及び既設機器等撤去に係る費用は、すべて受注者の負担とする。施工に必要な消耗品等はすべて本工事に含むものとする。梱包材は受注者側で引き取ること。また既設機器の撤去については、受注者の責任において適切に処理すること。
- ・ 既設配管・器具との切替及び撤去を含むものとする。
- ・ 作業日程と手順、体制について担当職員と協議を行い、担当職員の指示に従い実施するものとする。  
本工事により施設・設備等の使用が制限される場合は、その影響を最小限とすること。
- ・ すべての接続された機器が正常に動作するよう機能試験・調整を行うものとする。
- ・ 本工事による騒音等、施設入所者・利用者・職員、およびその他関係者に影響が予測される場合は、事前に担当職員と協議を行い、その指示に従い実施するものとする。
- ・ 工事にあたっては受注者が責任を持って行い、事故等に関して、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 本工事は据付工事完了後、発注者の立会検査合格をもって検収完了とする。
- ・ 据付工事完了後は納入物品等の取扱説明書を用意するとともに、説明を求められた場合は、これに応じること。
- ・ 本工事に必要な諸届出及び手続等がある場合は、受注者において処理すること。
- ・ 本工事における担当職員は、一部事務組合下田メディカルセンター職員とする。

### (5) 保守管理及び保証期間

- ・ 故障発生時の対処として、速やかな対応が可能であること。  
迅速に設置場所に到着可能とするよう静岡県賀茂地区に営業所を有していること。
- ・ 新規納入機器においては1年間無償にて修理を行うこと。ただし、天災及び発注者に起因する破損については別途相談とする。

### (6) その他

- ・ 本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- ・ 施設内ではマスクを着用し、感染対策に配慮すること。